

我が国としてとるべき 具体的行動の事例

(注) 以下示される具体的行動の事例はあくまで例であり、
これらの事例のみを合憲とすべきとの趣旨ではない。

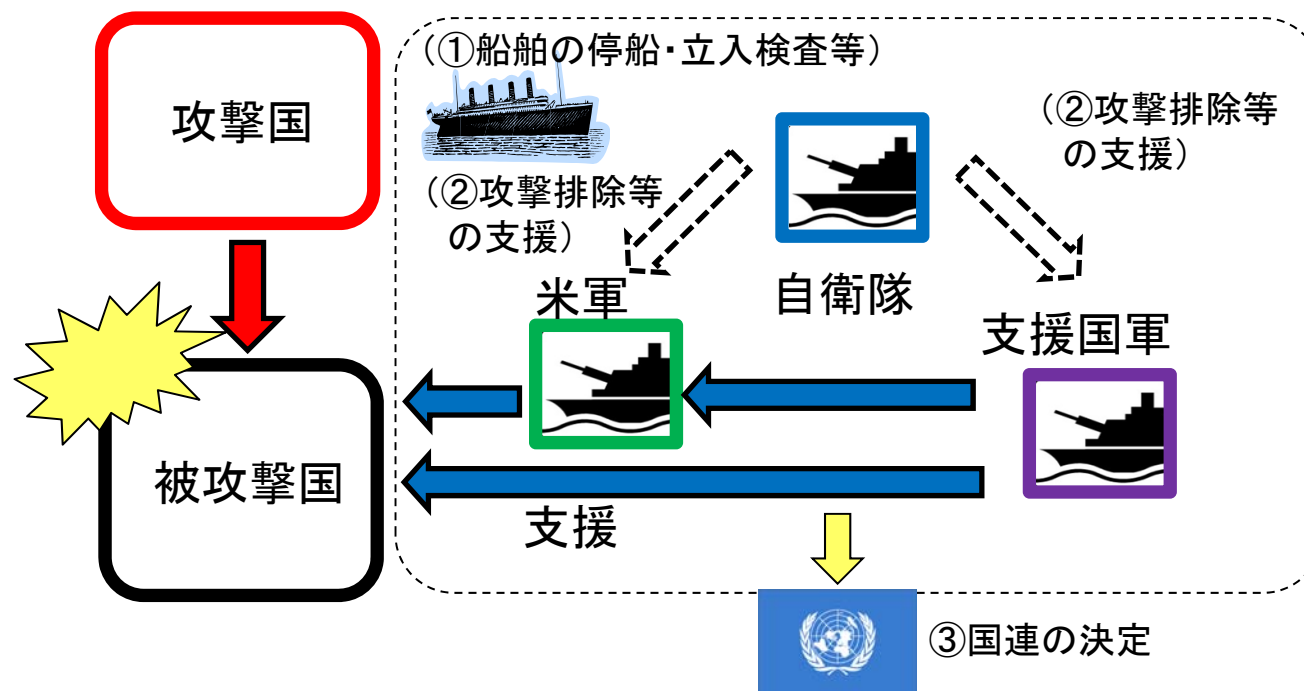
平成25年10月16日

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会
(第3回会合)

有識者ペーパー

【我が国近隣有事の際の①船舶の検査等、②米国等への攻撃排除、③ある時点で国連の決定があった場合の関連活動への参加】

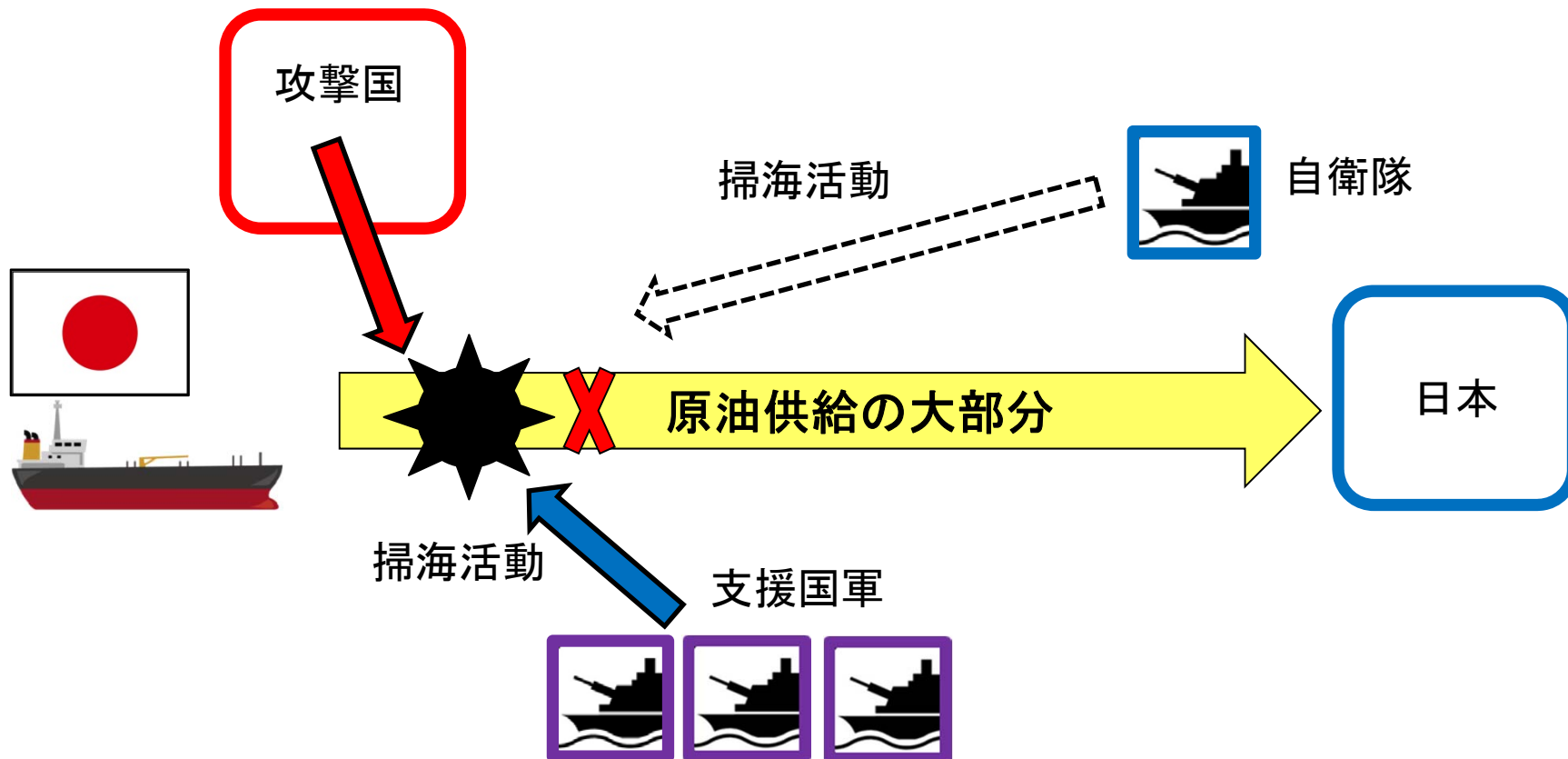
- 我が国近隣で武力攻撃が発生し、米国が集団的自衛権を行使している状況で、我が国は、攻撃国に武器を供給するために航行している船舶の停船・立入検査や必要であれば我が国への回航(武力の行使に当たり得る)を実施しなくてよいのか。このような事案が放置されれば、我が国の存立に影響を与えることにならないか。
- また、被攻撃国を支援する米国その他の国々の部隊が攻撃されているときに、これを排除するよう我が国が協力しなくてよいのか。
- このようなことができる法的基盤がなければ、そもそも「抑止」が十分に機能しないのではないか。



- 我が国その他の国々が集団的自衛権を行使している状況で、ある時点で国連安保理決議が採択され、集団安全保障措置に移行する場合、我が国だけその時点で引き上げることは不適切ではないか。

【我が国の船舶の航行に重大な影響を及ぼす海域（海峡等）における機雷の掃海】

- 我が国が輸入する原油の大部分が通過する重要な海峡等で武力攻撃が発生し、攻撃国が敷設した機雷で海上交通路が封鎖されれば、我が国への原油供給の大部分が止まる。これが放置されれば、我が国の経済及び国民生活に死活的な影響があり、我が国の存立に影響を与えることにならないか。
- 各国が共同して掃海活動を行う場合、停戦協定等により機雷が「遺棄機雷」になるまで我が国が掃海活動に参加できない現状でよいのか。



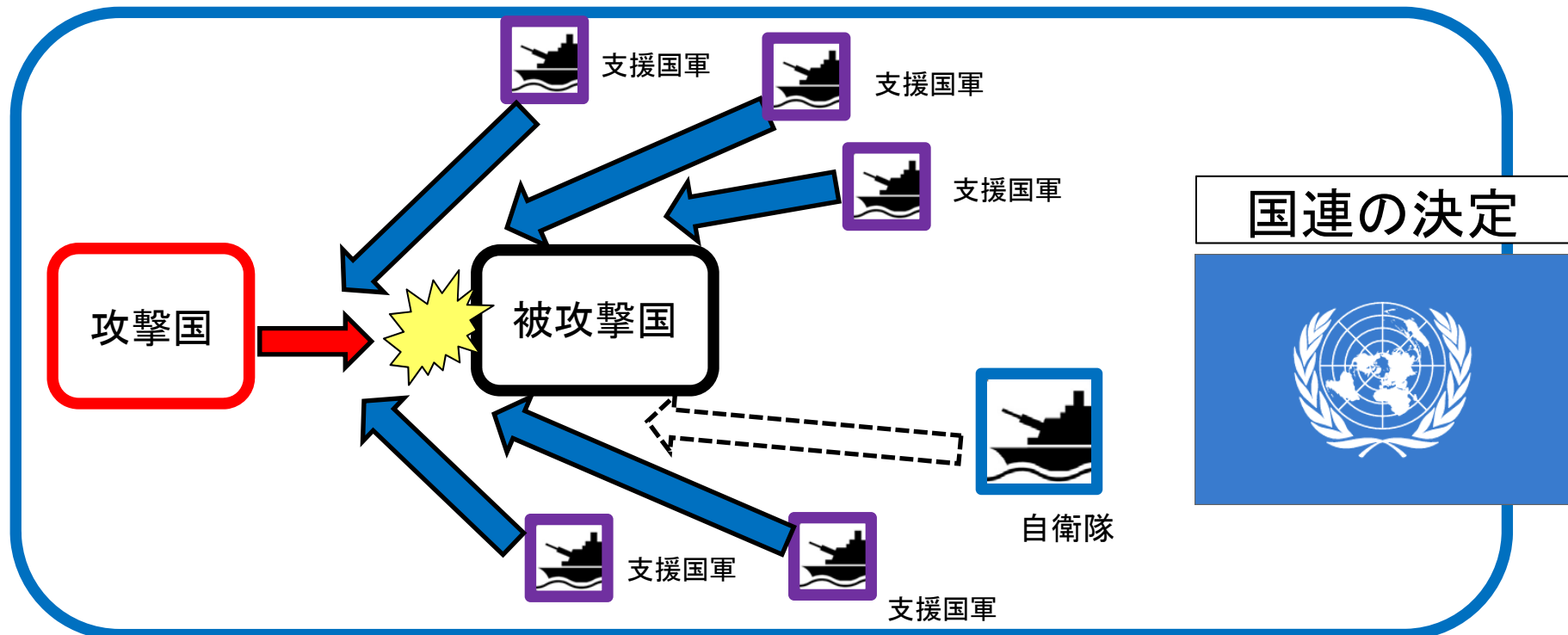
【米国が武力攻撃を受けた場合の船舶の検査等の対米支援】

- 米国が大規模な武力攻撃を受け、同盟国と共に自衛権を行使している状況において、我が国が直接攻撃されたわけではないので我が国は何もできないということでのよいのか。
- 我が国は、後方支援だけでなく、例えば、攻撃国に武器を供給するために航行している船舶の停船・立入検査や必要であれば我が国への回航(武力の行使に当たり得る)を実施すべきではないか。また、米国を支援する他の国々をも支援すべきではないか。
- 我が国を攻撃しようとする国は、米国が日米安保条約上の義務に基づき反撃する可能性が高いと考えるからこそ思いとどまる面が大きい。その米国が大規模な攻撃を受けているのに我が国が何もできないということであれば、日米同盟に甚大な影響が及ぶのではないか。そうなれば我が国の存立に影響を与えることにならないか。



【イラクのクウェート侵攻のような国際秩序の維持に重大な影響を及ぼす武力攻撃が発生した際の国連の決定に基づく活動への参加】

- 我が国は、国連安保理決議が全会一致で採択された場合ですら、支援国の海軍艦船の防護といった「武力の行使」ができない。国際正義が蹂躪され国際秩序が不安定になれば、我が国の平和と安全に無関係ではあり得ず、例えばテロが蔓延し、我が国を含む国際社会全体へ無差別な攻撃が行われるおそれがあり、我が国の存立に影響を与えることにならないか。
- 我が国がこのような活動に参加できなければ、我が国有事の際、国際社会は支援してくれるだろうか。
- 国際の平和と安定の維持・回復のための安保理の措置に協力することは、国連加盟国の責務ではないか。



【我が国領海で潜没航行する外国潜水艦が退去の要求に応じず徘徊を継続する場合（武力攻撃に至らない事態）の対応】

- 現行法上、我が国に対する「武力攻撃」（＝組織的・計画的な武力の行使）がなければ、防衛出動はできない。潜没航行する外国潜水艦が我が国領海に侵入してきた場合、自衛隊は警察権に基づく海上警備行動等によって退去要求等を行うことができる。しかし、その潜水艦が徘徊を継続するとき、その事態を「武力攻撃」と整理できない場合に、**自衛隊が実力を行使してその潜水艦を強制的に退去させることは許されないこと**でよいのか。
- **海上警備行動時の権限では不十分ではないか**。現在の法制度では、防衛出動との間に権限の隙間が生じ得ることから、**結果として相手を抑止できなくなるおそれがあるのではないか**。
- **武力攻撃に至らない侵害を含む各種の事態に応じた対応すべく、どのような実力の行使が可能か、国際法の考えも踏まえつつ、検討する必要があるのではないか**。

